

[公益4] 大学連携、産学連携による教育支援等の振興及び推進

4-1 電子著作物相互利用の推進

<事業計画>

大学又は教員が作成した教育コンテンツの相互利用を推進・普及するため、本協会が運営する電子著作物相互利用システムへの参加呼びかけを強化する。また、教育の情報化の推進に関する著作権法の改正に伴い、補償金の料金体系と額の決定、指定管理団体による補償金の徴収・分配の仕組みなどについて注視し、必要に応じて文化庁、関係機関に協力を要請する。

<事業の実施結果>

「電子著作物相互利用委員会」を継続設置し、電子著作物相互利用システムの普及・推進への対応と、著作権法改正に伴う補償金などのガイドライン作成と大学での著作権法理解のための支援策などについて、文化庁・関係機関と協力し、事業を展開した。

電子著作物相互利用事業委員会

令和2年2月20日に5名が出席して1回開催し、改正著作権法第35条運用指針策定に関する論点整理について確認し、意見を整理した。また、電子著作物相互利用事業の参加状況を確認した。

(1) 電子著作物相互利用事業の参加呼びかけの対応

大学または教員が作成した教育コンテンツの相互利用の普及を強化するため、令和元年10月に未登録の大学に参加呼びかけを行い、これまで新たに2校増え、全体で108校の参加となっている。また、利用者登録数は223名増えて4,339名、登録コンテンツは3,102件となっている。

(2) 「改正著作権法第35条運用指針策定に関する論点整理」に関する意見の提出

著作権法35条が改正されてから、教育関係者、有識者、権利者が参加するフォーラムでの意見交換・協議の中で、改正著作権法第35条での用語の定義に関して共通認識が得られた部分を公表することについて、2月末までに意見を求められたことから、本協会では電子著作物相互利用事業委員会を開催し、「改正著作権法第35条運用指針策定に関する論点整理」に対する意見を、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会の教育著作権フォーラム事務局へ2月21日にメールで提出した。本協会の意見は、「公衆送信の定義」と「授業の定義」の2点と論点以外の意見の3点とした。

以下に、意見の内容を報告する。

- ① 公衆送信の定義は、放送、有線放送、インターネット送信、その他の方法により、不特定の者または特定多数の者に送信することとしている。ただし、論点整理では、「校内放送のように学校の同一の敷地内に設置されている放送設備やサーバーを用いて行われる校内での送信行為は公衆送信に該当しません」としているが、キャンパスを複数所有している大学では、特定利用者に限定したアクセス可能な専用線で接続されている端末間の通信（VPN含む）、いわゆる仮想的な専用線で通信の内容を暗号化する通信である限り、公衆送信には該当しないことを明記すべしとした。
- ② 授業の定義は、授業に該当しない例として、論点整理では、「自主的なボランティア活動（単位が認定がされていないもの）」としているが、大学の監督下で授業として位置付けている教育活動の自主的なボランティア活動は単位認定の有無にかかわらず授業に該当するとした。
- ③ さらに論点整理以外の意見として、35条の改正の前提として、著作権者に対す

る正当な対価の分配（いわゆる個人分配）が実現することにより、新たな質の高いコンテンツが生み出され、もって文化・社会経済の発展を図ることが目的とされていたはずであるが、現在のフォーラムの議論において、著作権者に対する対価の分配の制度的構造について、深い検討がなされていない点を強く憂慮する。この点についての実効性のある枠組みが決定されない限り、補償金の徴収が先行して実施されることは問題であるとした意見を添えた。

改正著作権法第35条運用指針策定に関する論点整理への意見

令和2年2月20日
公益社団法人私立大学情報教育協会

1. 公衆送信の定義について

「校内放送のように学校の同一の敷地内（同一の構内）に設置されている放送設備やサーバー（構外からアクセスできるものを除きます）を用いて行われる校内での送信行為は公衆送信には該当しません。」との定義がなされている。この時、同一の構内の範囲として、現状ではキャンパスを複数所有している大学にあっては、特定利用者限定したアクセス可能な専用線で接続されている端末間の通信（VPNを含む）である限り、公衆送信には該当しないことを明記すべきである。

2. 授業の定義について

該当していない例に、「自主的なボランティア活動（単位認定がされていないもの）」との定義がなされているが、教育機関の監督下において実施している自主的なボランティア活動は、単位認定の有無とは関係なく授業に該当する。

以上の論点整理への意見以外に、以下の点について至急に取り組まれることを要請する。

今般の35条の改正の前提として、著作権者に対する正当な対価の分配が実現することにより、新たな質の高い創作物が生み出され、もって文化・社会経済の発展を図ることが目的とされていたはずである。しかるに、現在の議論において、著作権者に対する対価の分配の制度的構造について、深い検討がなされていない点を強く憂慮する。この点についての実効性のある枠組みが決定されない限り、補償金の徴収が先行して実施されることは問題である。